

(表)

第	号	身	分	証	明	書
					所 属	
					職	
					氏 名	
<p>上記の者は、葉山町風致地区条例第 12 条第 2 項の規定により立入調査及び立入検査をすることができる者であることを証明する。</p>						
		年	月	日		
					葉 山 町 長	印

(裏)

葉 山 町 風 致 地 区 条 例 抜粋	
第 12 条 (省略)	
2	町長は、第 2 条第 1 項若しくは第 8 条第 2 項又は前条第 1 項の規定による権限を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして風致地区内の土地に立ち入り、その状況を調査させ、又は第 2 条第 1 項各号に掲げる行為の実施状況を検査させることができる。
3	前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
4	第 2 項の規定による立入調査又は立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。